

高根沢町土づくりセンター部分改修整備事業

実施設計・施工プロポーザル実施要領

令和2年5月

高 根 沢 町

## 1. 事業の目的

本施設は、平成12年に循環型社会の構築の一環として、地域の生ごみ、畜産廃棄物等のリサイクル（堆肥化）を行うために稼働を開始した。

しかし、平成30年5月に発酵槽設備の損壊により稼働を停止して、現在に至っている。施設の再稼働に向けて、損壊した設備の部分改修を行うあたり、

- ① 原料の投入量に対応した規模にすること。
- ② 損壊した部分以外にも老朽化した施設の修繕費が見込まれること。
- ③ 稼働時から運営費が赤字となっており、運営規模を検討すること。
- ④ 生産した堆肥はすべて購入されていたが、付加価値の高い農産物の生産販売が十分ではなかったこと。

これらの課題を解決するため、施設の構造及び適正規模、施設の設計・工事・管理・運営方式、施設運営費、施設の利用者負担金等の課題を踏まえた上で、設計から施工までを一括して発注することで、合理的にかつ総合的に問題を解決するものである。

よって、業者選定にあたっては、一般廃棄物処理施設及び畜産廃棄物利用としての特殊性、限られた敷地の中での効率的な設計・運用、発酵棟建築に伴う専門的知識や技術力・企画力が特に求められるため、当該施設の実施設計・施工受託者の選定は、設計者の能力を技術的な提案によって審査することができるプロポーザル方式により事業者を選定するものである。

なお、施設の特殊性から過去の施工実績が重要視され、実施が可能と考えられる業者が限定されることから、指名型プロポーザル方式を選定するものとする。

## 2. 業務概要

(1) 事業名 高根沢町土づくりセンター部分改修整備事業

(2) 実施箇所 高根沢町大字平田地内

(3) 事業の内容

本事業は、高根沢町土づくりセンター部分改修整備事業に係る以下の内容とする。

①高根沢町土づくりセンター全体稼働プラン

②建築及び建築設備等の基本設計並びに実施設計

③既存施設に影響する場合の改修に係る詳細設計

④建築及び建築設備等の施工

⑤外構・周辺利用方法の計画

⑥関係法令等の申請手続き

⑦その他これらに関する業務

(4) 実施設計・施工価格（上限）

本業務は、384,000千円（税抜き）を上限価格とする。

(5) 履行期間

業務委託契約を締結した日から、令和3年8月31日まで。

ただし、設計期間は令和2年9月30日までとする。

## 3. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

実施要領告示	令和2年5月19日（火）
質問期限	令和2年5月28日（木）
質問回答	令和2年6月2日（火）
企画提案書等受付期限	令和2年6月19日（金）
書類審査の実施	令和2年6月24日（水）（予定）
結果通知	令和2年6月25日（木）（予定）
見積もり合わせ	令和2年7月3日（金）（予定）
仮契約締結	令和2年7月上旬（予定）
本契約締結	令和2年7月中旬（予定：議決日）
業務開始	令和2年7月中旬（予定）

## 4. 担当部局

(1) 事業担当課

高根沢町産業課 営農支援係

住 所：〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053

電 話：028-675-8104

FAX：028-675-8114

e-mail : [nousei@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:nousei@town.takanezawa.tochigi.jp)

(2) プロポーザル審査委員会事務局・契約担当課

高根沢町総務課 契約係

住 所 : 〒 3 2 9 - 1 2 9 2

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2 0 5 3

電 話 : 0 2 8 - 6 7 5 - 8 1 0 1

F A X : 0 2 8 - 6 7 5 - 2 4 0 9

e-mail : [kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp)

5. 事業計画地の概要

位置	高根沢町大字平田 1525 番地 1 ほか
敷地面積	9,805 m <sup>2</sup>

6. 事業規模

事業規模については、別添の「高根沢町土づくりセンター部分改修整備事業発注仕様書」を基本とすること。

(1) 発酵棟

法 令 : 建築基準法等関係法令に適合したもの

面 積 : 既存発酵槽程度

外 構 : 発酵槽付近及び影響範囲

(2) 建築設備

堆肥製造に係る機械設備一式

※原則、既存の設備を使用することとするが、発酵棟を改修するにあたり、影響のある設備を限定し、製造量や作業工程の変更に伴う入れ替え・新設・撤去を考慮するものとする。

(3) 車両

原則、既存の車両を使用するものとする。ただし、ホイールローダーについては、発酵棟の規模により変更が必要な為、設計に合わせ町が別で用意する。

(4) その他

別添「高根沢町土づくりセンター」の部分改修に向けた基本構想」を基本とすること。

旧発酵槽の外壁及び基礎は現存しており、利用可能な部分については既存施設を活かした検討を行うものとする。また、設計上解体が必要な部分については、解体費（運搬・処分）を含めるものとする。

今回の提案は、発酵設備を主とした部分改修を前提としているため、他の設備の修繕を含めた大規模改修は想定していないので、提案の作成時に注意すること。(計画フローシート参照)

生活環境影響調査については、別で発注を予定しているため、見積りに含めないものとする。ただし、構造変更届等の書類作成事務は見積りに含めるものとする。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期間

令和2年5月19日（火）から令和2年5月28日（木）まで  
午前9時から午後5時まで

### (2) 質問方法

質問書（様式1）により電子メールで下記のメールアドレス宛提出すること。  
なお、電話、FAX及び直接来庁による質問には応じないものとする。

e-mail : [nousei@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:nousei@town.takanezawa.tochigi.jp)

※メール送信後、電話にて受信確認をすること。

### (3) 質問に対する回答

事業内容に係る質問については、令和2年6月2日（火）までに、参加予定の全社に対し、同様式に記載されたメールアドレス宛回答するものとする。

### (4) その他

質問に対する回答は、本要領の一部として取り扱うものとする。

## 8. 提出書類等

参加を希望する者は、下記により関係書類を提出すること。なお、様式はA4判に統一すること。

### (1) 企画提案書（様式3、3-1）

#### ①企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法及び適切な施工方法・施工期間について提案を求めるものであり、当該事業の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真等）の作成を求めるものではない。

具体的な設計業務は、契約後に、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとなるので注意すること。

#### ②企画提案書の作成方法

企画提案書の文字や枠などの大きさ、書体は自由とするが、用紙外側から1cm以上の空白を確保すること。

様式を使わないで、提案書を作成することも可とするが、様式の設定が同じになるように作成すること。

#### ③記入要領及び注意事項

- ・提案は、文書での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ・企画提案書の文書を補完するために必要最小限の範囲において視覚的表現を認め

るが、この場合のイメージ図等については、必要な部分のみにまとめること。

- ・具体的な設計図、模型（模型写真を含む）を使用してはならない。
- ・企画提案書（様式3-1）には、提出者を特定することができる会社名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む）を記載してはならない。
- ・企画提案書を作成する費用については、作成者の負担とする。

（2）事業実施方針書（様式4、4-1）

事業の実施方針、取組体制、設計・施工チームの特徴、特に重視する設計・施工上の配慮事項、その他の事業実施上の配慮事項（問題点とその改善点提案）等を簡潔に記述する。

また、様式4-1には提出者を特定することができる会社名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク等を含む）を記載してはならない。

様式を使わないで、提案書を作成することも可とするが、様式の設定が同じになるように作成すること。

（3）見積書

正式な見積書は業者決定後に提出する為、今回は企画提案書に基づく概算費用として提出するものとする。

また、設計部分と施工部分の内訳がわかるものを記載（添付）すること。

## 9. 提出方法

（1）提出方法：持参または郵送（追跡記録が確認できる方法とし、期限までに必着すること）とする。提出にあたっては、正本は企画提案書（様式3）を表紙に原則クリップ留めとする（製本、ホチキス留め等は行わないこと）。副本については、企画提案書（様式3）、事業実施方針書（様式4）を除いて提出するものとする。綴じ方は、フラットファイル又はクリアファイルとする。これ以外での提出は無効とする。

（2）提出先：高根沢町産業課 営農支援係

住所は4. 担当部局(1)事業担当課と同じ

（3）提出期間：令和2年5月19日（火）から令和2年6月19日（金）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は土・日は除く）

なお、提出期間に企画提案書等の提出の無かった者は、当プロポーザルへの参加はないものとみなす。

（4）提出部数：**正本1部、副本17部、計18部**

(5) その他

- ①要求した内容以外の書類等については受理しない。
- ②提出期限を過ぎてからの提案書等の差し替えは認めないものとする。
- ③今回のプロポーザル企画提案書の著作権は、契約締結時に町に帰属するものとする。  
ただし、契約締結者以外の企画提案書については作成者のものとする。
- ④辞退する場合は、6月19日までに辞退届（様式2）を提出するものとする。
- ⑤各提出書類に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ⑥現存施設の出来高設計書は、担当部局で閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、事前に連絡すること。ただし、閲覧期間は6月2日（火）17時までとする。

10. 審査方法等

別紙「高根沢町土づくりセンター部分改修整備事業プロポーザル審査基準」のとおり

11. その他留意事項

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) 企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき提出書類を公開する場合がある。